

水質汚濁性農薬に係る指定の見直し（農薬取締法施行令の改正）について

1 制度の概要

水田、畑地等で使用された農薬は、分解されない限り、灌漑水や雨水に溶けて、河川や地下水系に流入することとなるが、分解されにくい性質の農薬がまとまって使用され、地理的に農薬が使用されている地域の水の多くが流入する河川があった場合には、その河川では当該農薬の濃度が高くなり、水産動植物の被害が発生し、又は公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずることが想定される。

このため、農薬取締法（以下「法」という。）第26条では、以下の要件を全て備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として政令で指定することとされている。

また、都道府県知事は、これらの使用を許可制にし、地域における農薬の使用総量を規制することができるという上乗せの規制が設けられている。

- ①当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
- ②当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件の下では、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。

これまで、政令（農薬取締法施行令（以下「令」という。）第2条）では、以下の6種類の農薬が水質汚濁性農薬として指定されていた。

号	指定年	農薬名	登録状況等	販売禁止農薬の指定
1号	S46	テロドリン（殺虫剤）	失効（S50）	
2号		エンドリン（殺虫剤）	失効（S50）	販売禁止（H14）
3号		ベンゾエピン（殺虫剤）	失効（H22）	販売禁止（H24）
4号		PCP（除草剤）	失効（H2）	販売禁止（H15）
5号		ロテノン（殺虫剤）	失効（H18）	
6号	H6	シマジン（除草剤）	登録あり	

※「号」は、令第2条で規定する号数。

※1～5号は昭和46年の政令制定時に指定（水産動植物（魚類）への影響）。

6号は平成6年に指定（人畜への影響・環境基準の超過）。

2 指定の見直しの内容

(1) 販売禁止農薬（令第2条第2号から第4号まで）の指定の解除

これらの農薬は、我が国も締結している「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」により、原則として製造、販売が禁止されている物質（第2号及び第3号の農薬）又は排出の削減が求められているダイオキシンを含有する発がん性物質（第4号の農薬）であり、国内においても、現在、法第9条第2項に基づき販売禁止農薬として指定されている。

これらの農薬については、今後登録され、使用されることは想定されないことから、水質汚濁性農薬の指定を解除することとした。

(2) 登録失効農薬（令第2条第1号及び第5号）の指定の解除

これらの農薬は、販売禁止農薬として指定はされていないものの、第1号のテロドリンについては昭和50年に、第5号のロテノンについては平成18年に失効している。失効から10年以上の期間が経過していることを勘案すると、農薬使用者がこれらの農薬を保有し続けていたとしても、広範な地域においてまとまって使用されることは想定し難いこと、再度登録がされたとしても急速に普及することは想定し難いことから、水質汚濁性農薬の指定を解除することとした。

3 施行日

平成30年12月1日

※ このほか、農薬取締法の一部を改正する法律第2条による改正後の法（平成32年4月1日施行）では、農薬の動植物に対する影響評価の対象が、これまでの「水産動植物」から水産動植物以外の動植物を含む「生活環境動植物」に拡大されることから、令第3条の「水産動植物の被害」を「水質汚濁による生活環境動植物の被害」とするための技術的改正を行い、平成32年4月1日に施行する。

(参考)

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）抄

〔 農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号）第 2 条
（平成 32 年 4 月 1 日施行の規定） 〕

（水質汚濁性農薬の使用の規制）

第二十六条 政府は、政令で、次に掲げる要件の全てを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

- 一 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
- 二 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件の下では、その使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるかのいずれかであること。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定された水質汚濁性農薬（以下単に「水質汚濁性農薬」という。）に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則で、地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨（国の機関が行う当該農薬の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨）を定めることができる。

○ 農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）新旧対照表（水質汚濁性農薬関係）

（傍線部分は平成三十年十二月一日施行、二重傍線は平成三十二年四月一日施行）

改正案	現行
<p>（水質汚濁性農薬）</p> <p>第二条 法第二十六条第一項の水質汚濁性農薬は、二―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―s―トリアジン（別名シマジン）を有効成分とする除草に用いられる薬剤とする。</p> <p>（水質汚濁性農薬の使用の規制をすることができる地域）</p> <p>第三条 法第二十六条第二項の規定により規則で水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用につき許可を受けるべき旨（国の機関が行う当該農薬の使用については、協議すべき旨）を定めることができる地域は、当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある公共用水域又はその汚濁に係</p>	<p>（水質汚濁性農薬の指定）</p> <p>第二条 次に掲げる薬剤を法第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬として指定する。</p> <p>一 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン（別名テロドリン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤</p> <p>二 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン（別名エンドリン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤</p> <p>三 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド（別名ベンゾエピン）を有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤</p> <p>四 ペンタクロルフェノール（別名PCP）又はそのナトリウム塩若しくはカルシウム塩を有効成分とする除草に用いられる薬剤</p> <p>五 ロテノンを有効成分とする害虫の防除に用いられる薬剤</p> <p>六 ニ―クロロ―四・六―ビス（エチルアミノ）―s―トリアジン（別名シマジン）を有効成分とする除草に用いられる薬剤</p> <p>（水質汚濁性農薬の使用の規制をすることができる地域）</p> <p>第三条 法第十二条の二第二項の規定により規則をもつて水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用につき許可を受けるべき旨（国の機関が行う当該農薬の使用については、協議すべき旨）を定めることができる地域は、当該農薬の使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがある水域又は当該農薬の使用に伴うと認められる水質の汚濁が生</p>

る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある公共用水域に流入する河川（用排水路を含む。）の集水区域のうち、地形、これらの公共用水域までの距離その他の自然的条件及び当該農薬の使用状況等を勘案して、当該農薬の使用を規制することが相当と認められる地域の範囲内に限るものとする。

じ、かつ、その汚濁に係る水の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがある公共用水域に流入する河川（用排水路を含む。）の集水区域のうち、地形、当該水域又は公共用水域までの距離その他の自然的条件及び当該農薬の使用状況等を勘案して、当該農薬の使用を規制することが相当と認められる地域の範囲内に限るものとする。